

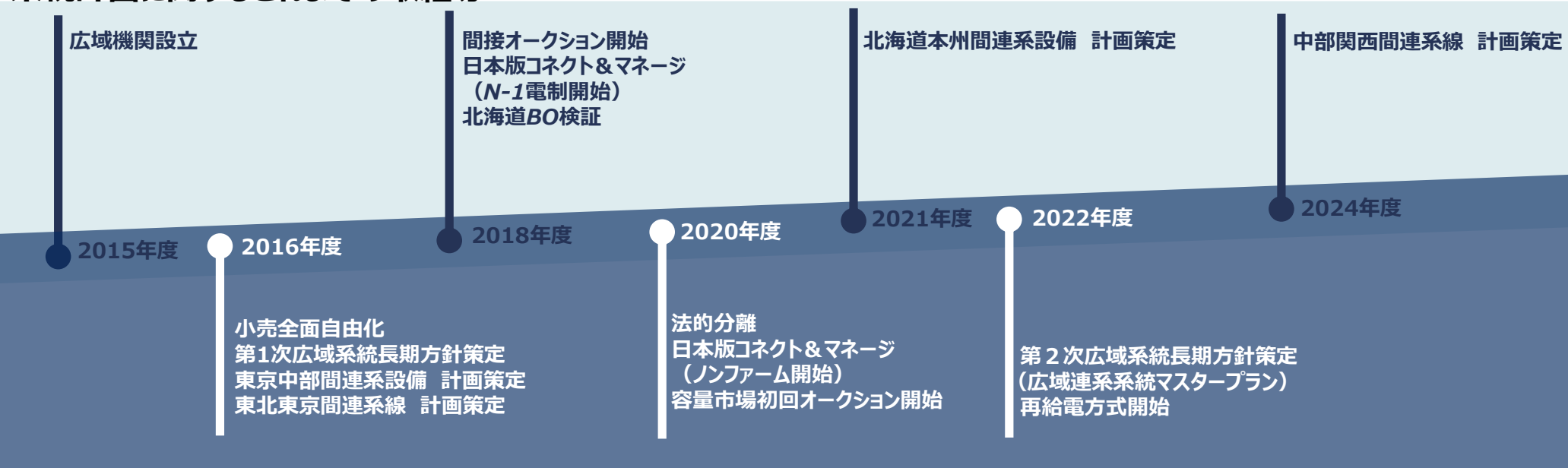
今後の系統計画及び系統利用に関する 検討課題と対応等について

2025年3月21日

広域系統整備委員会事務局

- これまで広域系統整備委員会では、広域系統整備計画を中心とした合理的な系統整備の推進及び日本版コネクト&マネージを始めとする系統利用の仕組みの変革を両輪として、電力システム改革で掲げた電力の広域化や安定供給に加え、社会的要請を踏まえた再生可能エネルギーの主力電源化や電力ネットワークのレジリエンス強化に取り組んできた。
- 本日は、今後広域系統整備委員会において検討する系統整備や系統利用に関する対応について、第3次の広域系統長期方針策定も念頭に課題を整理したので、委員からのご意見をいただきたい。
- またこれらの検討を行う体制についても報告する。

系統計画に関するこれまでの取組等



1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について
2. 計画策定プロセスの状況と関連する検討について
3. 委員会の体制等について

- これまで広域系統長期方針では、系統整備や混雑に対して環境変化を捉えた不断の改革を提起してきた。第7次エネルギー基本計画や昨今の電力システムに関する課題などの環境変化等も分析し、改めて検討を深める時期にあるのではないか。
- まずは、第3次の広域系統長期方針策定も念頭に、以下の事項の検討に着手してはどうか。
- こうした検討を進めていくことで第3次の広域系統長期方針としての取りまとめを検討するが、できるものは取りまとめを待たずに順次実装していくこととする。
- なお、これら検討は広域機関だけに閉じるものではなく、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会、一般送配電事業者とも連携して対応するものである。

第3次広域系統長期方針に向けた検討事項

- ① 広域系統整備に関する長期展望のレビュー
- ② 高経年化設備更新ガイドラインのバージョンアップ
- ③ 既設連系線設備の更新の評価及び実施スキーム
- ④ 同時市場を見据えた基幹系統及びローカル系統の混雑処理に関する検討

- 第2次の広域系統長期方針は2020年8月に検討開始、2023年3月29日に策定。業務規程上、5年毎に見直しを規定。必要に応じて調査分析なども実施し検討を深めるもの。

第2節 広域系統長期方針

(広域系統長期方針の策定)

- 第48条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。
- 2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。
- 一 国の政策方針
 - 二 総合資源エネルギー調査会令（平成12年政令第293号）に基づく審議会等における審議
 - 三 策定済みの広域系統整備計画の内容
 - 四 本機関の電力系統に関する調査及び分析の結果
 - 五 電気事業者の意見及び本機関の業務に関係がある海外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見
 - 六 その他広域連系系統の整備に関する重要な事項
- 3 本機関は、広域系統長期方針の策定に当たっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。

(広域系統長期方針の記載事項)

第48条の2（略）

(広域系統長期方針の見直し)

- 第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、第48条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。
- 2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、その都度見直しを行う。
- 一 エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合
 - 二 本機関が、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合
 - 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合

1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について

①広域系統整備に関する長期展望のレビュー

- 「第7次エネルギー基本計画」では、我が国を取り巻くエネルギーに関する情勢の変化として、以下の①～④を示している。こうした変化は『広域系統整備に関する長期展望』に対しても影響を及ぼすことが想定される。

①ロシアによるウクライナ侵略等による経済安全保障上の要請の高まり

ロシアのウクライナ侵略開始（2022年2月25日）等により、**我が国では、電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰**が生じるなど、石油危機以来のエネルギー危機が危惧される極めて緊迫した事態に直面。「2040年度エネルギー需給見通し（2025年2月）」では、**2022年度1割程度から2040年度エネルギー自給率3～4割程度までの向上**が見込まれている。

②DXやGXなどの進展に伴う電力需要増加の可能性

「World Energy Outlook 2024（2024年10月）」では、**世界の電力需要が、STEPS（公表政策シナリオ）で、2023年から2035年にかけて年率約3%で増加**することが予想（データセンター需要、平均気温の上昇、EV需要など）され、広域機関においても、**電力需要が増加に転じ、2033年度にかけて電力需要が増加する想定を公表**したところ。

③気候変動の野心維持と現実的かつ多様な対応

G7広島サミット（2023年5月）において、エネルギー安全保障、気候危機、地政学的リスクに一体的に対応し、各国の事情に応じた多様な道筋を認めつつ、**ネット・ゼロ実現という共通のゴールを目指す方針が明記**された。この方針は、2024年6月に開催されたG7プーリアサミットでも継承されており、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）においても、「AZEC原則」としてパートナー国との間で合意されている。

④エネルギー政策と産業政策の一体化

GXを、産業革命以来の化石エネルギー中心の経済・社会、産業構造から、クリーンエネルギー中心のものに移行させ、経済社会システム全体の変革を行うものと位置づけ、GX産業構造、GX産業立地、エネルギーを一体的に政策展開するため、**新たに「GX2040ビジョン」が2024年2月に策定された**ところ。

1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について

①広域系統整備に関する長期展望のレビュー

- 第7次エネルギー基本計画に際して設置された発電コスト検証ワーキンググループにおける発電コストは、第6次エネルギー基本計画の同WG（2021）の結果と比較し、CO2対策費用、CO2輸送・貯留費用が大幅に増加。こうした変化も踏まえた費用便益評価の精緻化等を進めているところ。
- このような変化はメリットオーダーに影響を及ぼす場合もあり、例えば火力間の差し替えがこれまでと逆転することで単なる便益の差分変化ではなく、潮流そのものが変化し、異なる評価となる可能性もある。

	発電コスト検証WG (2021年度報告書)			発電コスト検証WGベース試算値 (2024年度報告書)		
	石炭 (CCS)	LNG MACC (CCS)	石油	LNG MACC (CCS)	石炭 (CCS)	石油
燃料費 + CO2対策コスト (円/kWh)	7.7	7.9	16.6	13.7	16.9	29.7
燃料費 (円/kWh)	4.9	6.7	12.9	9.1	5.9	17.3
燃料費 (CIF)	4.1	6.3	11.5	8.7	5.0	13.0
燃料関係諸経費	0.8	0.4	1.4	0.4	0.9	4.3
CO2対策コスト (円/kWh)	2.8	1.2	3.7	4.6	11.0	12.5
排出権購入費用	0.7	0.3	3.7	1.1	2.7	—
CO2輸送・貯留費用	2.1	0.9	—	3.4	8.3	—

2024年度報告書の結果を踏まえた試算では、LNGと石炭の順位が逆転 ↑

1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について

①広域系統整備に関する長期展望のレビュー

- 第2次の広域系統長期方針では、2050年カーボンニュートラルを実現するための広域系統整備に関する長期展望を費用便益評価を用いて評価し示したところ。第7次エネルギー基本計画や費用便益評価の精緻化等の結果も踏まえて、まずは、どのような変化があるかレビューを行う。

▼広域系統長期方針の概略構成

広域系統長期方針の前提が変化し得る国の政策方針等
第7次エネルギー基本計画／GX2040ビジョン／2025年度供給計画取りまとめ など

第2次広域系統長期方針（広域連系システムのマスタープラン）： 国民負担を抑制しつつ再エネの導入拡大を図るとともに、電力ネットワークの強靱化の実現に向けた取組の方向性を示すもの

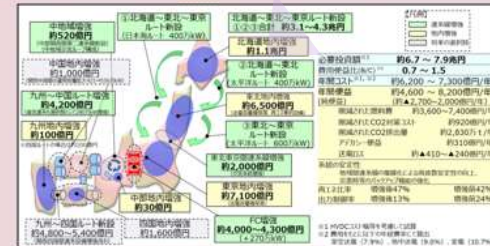
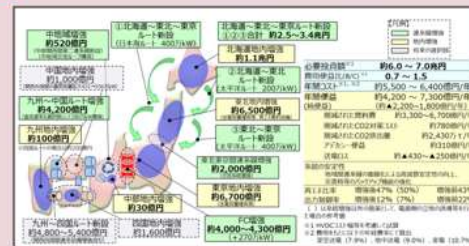
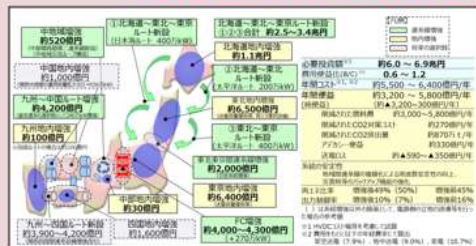
広域連系 系統のあるべき姿

- 適切な信頼度の確保
- 電力ネットワーク利用の円滑化・低廉化
- 電力流通設備の健全性確保

広域連系システムに係る将来動向の見通し

- 【需要】2050年CN社会における電化進展、脱炭素化による電力需要増加予想
- 【電源】再エネ電源の主力電源、火力休廃止の増加など
- 【NW】高度経済成長期に施設された流通設備が、本格的に経年更新時期を迎えつつある

広域系統整備に関する長期展望（2050年CNを見据え、様々な将来の不確実性にも配慮し、3つのシナリオを設定）



長期展望の具体化に向けた取組

- （1）ネットワーク利用の高度化（日本版コネクト&マネージ）
- （2）高経年設備更新ガイドライン
- （3）個別整備計画の具体化

今後の広域連系系統のあるべき姿の実現に向けて

今後の国のエネルギー政策との関係、既設連系線の更新計画との関係、あるべき姿に向けての具体的検討

将来動向の変化による
影響を評価

（広域系統整備に関する
長期展望のレビュー）

1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について

②高経年化設備更新に関するガイドラインのバージョンアップ

- 高経年化設備更新ガイドライン（2021年12月）では、一般送配電事業者が、高経年化が進む大量の流通設備を、リスクベースメンテナンスによって適切かつ合理的に更新判断を行えるよう、リスク評価等について標準的な方法を定めている。
- こうした評価は経年劣化等に関するデータの収集などを通じて、流通設備の実態をより適切に反映できるリスク量算定の高度化（対象設備の拡大、リスク量算定の精緻化）を行うことが重要であり、より適切かつ合理的な設備更新計画を支援するべく、第二規制期間に向けた検討を行う。

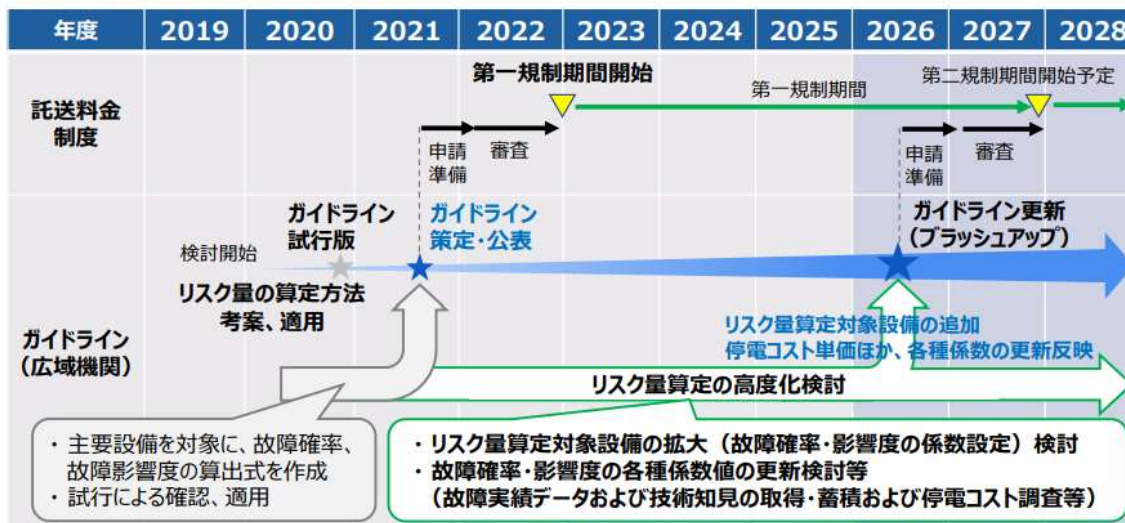
高経年化設備更新ガイドライン（2021/12/17）より抜粋

(4) 今後の課題への対応

22

- 故障確率・影響度の各種係数値の更新等、今後の課題については、第二規制期間に向けて順次検討を進め、規制期間毎を目標にガイドラインのブラッシュアップを図る。

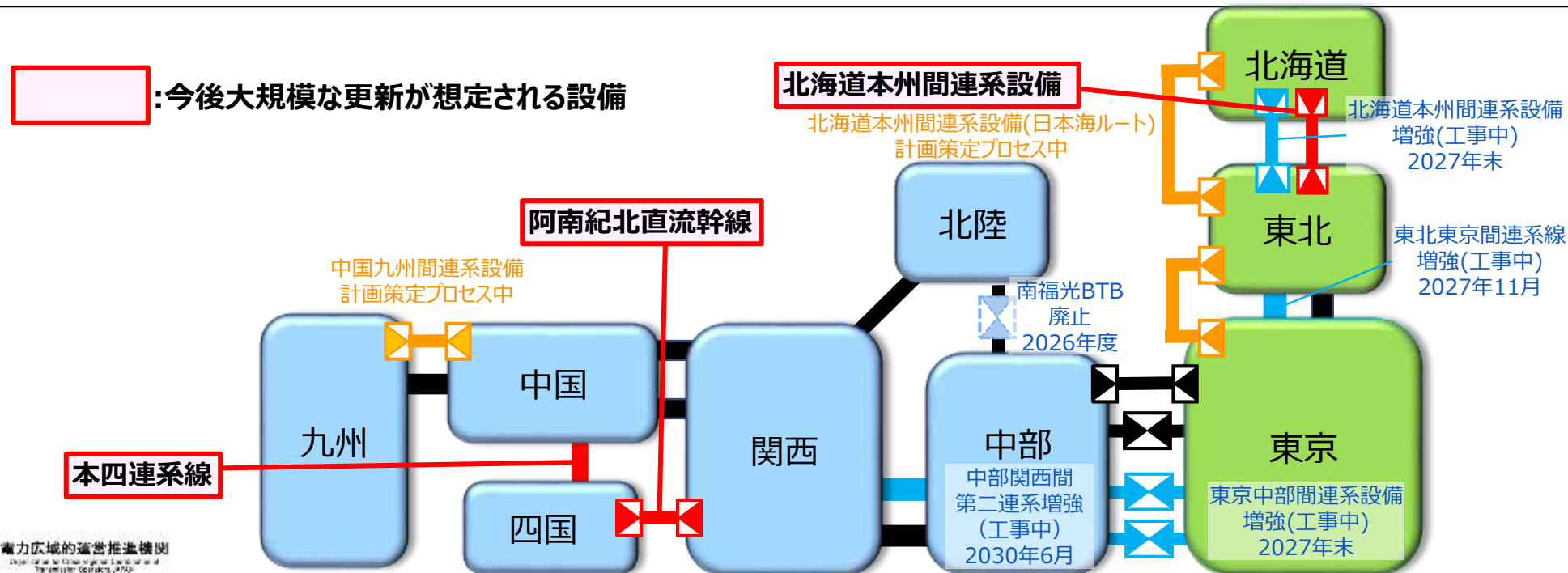
<第二規制期間に向けたスケジュール>



1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について

③既設連系線設備の更新の評価及び実施スキーム

- 広域系統整備に関する長期展望では、既設設備については維持されることを前提として、その増強について評価している。従来、既設設備の運用管理を行う事業者の判断により更新を検討しているが、連系線の更新においては、増強、現状維持、縮小、廃止など選択肢がある中で、こうした必要な対策は全国メルिटオーダーでの評価や、広域的なレジリエンス面での評価が必要となる。
- 今後、系統利用の仕組みについても大きく変化していることから、既設設備の必要性や必要容量、それに見合った費用負担の在り方についても考える必要がある。
- このため、事業者が適切な設備更新を実施できるよう既設連系線設備の更新の評価及び実施スキームについて検討を行っていく。



1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について

④同時市場を見据えた基幹系統及びローカル系統の混雑処理に関する検討

- 現在検討が進められている同時市場では、 ΔkW と kWh 市場を同時約定させる仕組みとして検討が進んでいる。こうした各電源の価値に応じた能力を発揮するためには当然混雑を考慮しなければならない。
- 基幹系統の混雑であれば、将来的なシステムの検討が進むことで混雑を考慮した最適な約定を目指すことは可能であるが、ローカル系統までの混雑が許容される中では、その最適化には相当程度システム側の能力が必要になる。
- 現時点でそうした技術革新を否定するものではないが、現実的なステップとして同時市場が導入された後の混雑管理の方法について選択肢を持つ必要がある。
- 今後、具体的な課題を整理していく中で同時市場の実装に備えていく必要があるのではないか。

【現状の混雑処理における出力制御順・出力制御方法】

出力制御順	出力制御方法	
	基幹系統	ローカル系統
① 調整電源の出力制御※ ¹ （P53参照）	メルिटオーダー	再給電方式
② ノンファーム型接続の非調整電源（②－1, 2）の出力制御 ②－1 ノンファーム型接続の非調整電源のうち、火力電源等※ ² の出力制御 ②－2 ノンファーム型接続の非調整電源のうち、電力貯蔵システム※ ³ の出力制御※ ⁴	一律	再給電方式 発電計画値変更※ ⁹
③ ファーム型接続の非調整電源（③－1, 2）の出力制御 ③－1 ファーム型接続の非調整電源のうち、火力電源等※ ⁵ の出力制御 ③－2 ファーム型接続の非調整電源のうち、電力貯蔵システム※ ³ の出力制御※ ⁴	メルिटオーダー	再給電方式
④ ノンファーム型接続の非調整電源のうち、バイオマス電源※ ⁶ の出力制御	一律	再給電方式 発電計画値変更※ ⁹
⑤ ノンファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源（太陽光、風力）の出力制御	一律	再給電方式 発電計画値変更※ ⁹
⑥ ノンファーム型接続の非調整電源のうち、バイオマス電源※ ⁷ および長期固定電源の出力制御	一律	再給電方式 発電計画値変更※ ⁹

同時市場導入後、系統制ローカル系統の制御方法の
約等を考慮し電源約定 在り方等について検討要

1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について
2. 計画策定プロセスの状況と関連する検討について
3. 委員会の体制等について

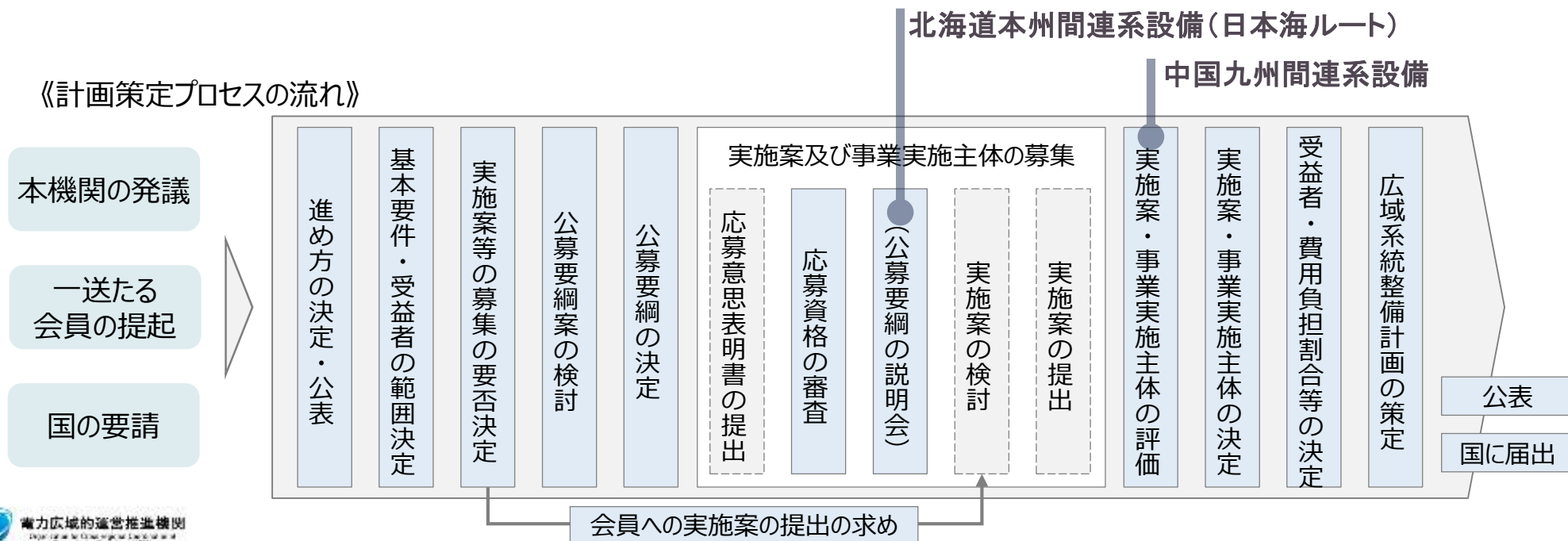
- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）及び中国九州間連系設備の増強について、昨年4月3日に基本要件及び受益者の範囲を決定し、プロセスを進めているところ。
- プロセス状況と見通し、関連して検討が必要となる事項についてご説明する。

【広域系統整備計画の策定（予定）】

北海道本州間連系設備 : 2025年度末日途

中国九州間連系設備 : 2025年度上半期日途

《計画策定プロセスの流れ》



①東地域の状況と見通し

- 北海道本州間連系設備（日本海ルート）の増強について、実施案及び実施主体の募集に関して、応募意思表明書の提出期限までに2件の応募意思表明書の提出があり、第87回広域系統整備委員会（2025年2月21日）での議論を踏まえ、第499回理事会（2025年2月26日）において、公募要綱に定める応募資格を満たしている事業者（以下、有資格事業者という）1者（当該有資格事業者を構成する事業者：北海道電力NW、東北電力NW、東京電力PG、電源開発送変電NW）を決定した。
- 有資格事業者への説明会を3月7日及び3月21日に計2回実施した。有資格事業者においては、実施案の検討を進めており、今後は、実施案の検討に際して検討主体となる体制（検討体）を構築のうえ、また、実施案検討期間中の定期報告等によって本機関とも連携を図りながら、実施案の提出期日（2025年12月26日）までの提出に向けて、課題対応や実施案の具体化を進めていく。

■実績及び今後のスケジュール（案）

	'24年度				'25年度						
	12	1	2	3	4	5		12	1	2	3
北海道本州間 連系設備 (日本海ルート)	実施案等の募集							★ 実施案の 提出期限 (12/26)	実施案等の評価・決定		
	★ 応募意思表明書 の提出期限 (12/23)	★ 応募資格の 審査 (2/26)	★ 有資格事業者への 説明会 (3/7、21)						受益者・費用負担割合等の決定 広域系統整備計画の策定		

2. 計画策定プロセスの状況と関連する検討について

②西地域の状況と見通し

- 中国九州間連系設備の増強について、有資格事業者 3 社（中国電力NW・九州電力送配電・電源開発送変電NW）より、実施案提出期限（2025年2月28日）までに実施案の提出を受けている。
- 3月以降の計画評価及び検証小委員会において、提出された実施案の増強内容や工事費等に関する技術的な評価をしたうえで、広域系統整備委員会にて実施案及び事業実施主体を審議・決定することとなる。
- その後、受益者・費用負担割合等を決定し、2025年度上半期目途での広域系統整備計画策定に向けて検討を進める。

■今後のスケジュール（案）

	'24年度		'25年度						
	2	3	4	5	6	7	8	9	10
広域系統整備委員会		★第88回			★	★	★	★	
計画評価及び検証小委員会		★第2回	★	★					
中国九州間連系設備	実施案等の募集	実施案等の評価・決定				受益者・費用負担割合等の決定 広域系統整備計画の策定			工事着手

2. 計画策定プロセスの状況と関連する検討について

③広域系統整備計画の評価検証のプロセスの明確化等の検討について

- 広域系統整備計画の策定にあたって事業者から将来の物価上昇等を懸念する声があり、これらの取り扱いが資金調達での懸念事項として挙げられている。計画策定プロセスやその後の検証においても、こうした工事費や工期に対するリスク分の扱いについて今後議論となることが想定される。
- 適切な競争環境や調達を前提として、いつ、どのようなプロセスで検証を行うか、また計画段階でのリスク対応の費用の取り扱い等について、資源エネルギー庁を中心にとりまとめられるが、このうち評価検証等の実務に関する取り扱いの具体化に向けた検討を広域機関として実施する必要があるのではないか。

第83回 電力・ガス基本政策小委員会（2024/11/20） 資料7

第85回 電力・ガス基本政策小委員会（2025/1/27） 資料4

具体的な課題と対応の方向性②-2：北海道本州間海底直流送電の課題

【プロジェクト開始後の費用増額時のコストの考え方】

- 北海道本州間海底直流送電は、SPCを組成したプロジェクトファイナンスによる事業実施が想定されている。一般的にプロジェクトファイナンスは、当該事業から生み出されるキャッシュフローを元に返済の蓋然性が判断されるため、事前にプロジェクトに係る全てのリスクの対応策を定めることが基本である。
- こうした中、現行の託送料金制度では、プロジェクト開始後に費用が増額した場合、一般送配電事業者が送電事業者に支払う託送料の増額について、電力・ガス監視等委員会に申請を行い、その後、同委員会審査がなされ、増額分の回収が認められるスキームとなっている。すなわち、プロジェクトの開始段階において、費用増額時の回収の蓋然性が担保されていない。
- この点、第67回電力・ガス基本政策小委員会（2023年12月7日）においては、「調査・設計の進展に伴う対応事項の増加や自然災害対応、市況価格の変動等、当初予期しえない要因については、料金審査による確認を経た上で、託送料金に反映させることに合理性がある。」とし、一定の費用増額時の託送料金への計上の考え方を示した。
- 一方、北海道本州間海底直流送電は、前例のない規模であり、SPCを組成して地域間連系線を整備することも本邦初。今後、プロジェクトを進める中では、先行利用者との調整等による遅延等、様々な課題が顕在化する可能性があるところ、着実な整備を進める観点からは、費用増額時の回収の確実性を一定程度担保することが重要となる。
- このため、これまでの整理も踏まえつつ、想定追加費用に関するコストの考え方を事前に整理しガイドライン等に取りまとめるなど、プロジェクトファイナンスにおける費用回収の在り方を含め、検討を進めることが重要ではないか。

北海道・本州間海底直流送電の状況について②

- 送配電事業者4社の選定による意思表明について、整備に当たっては、技術面の検討を進めるとともに、事業性の確立に向けて、金融機関等から必要な融資が得られることが必要などの条件が付されている。
- 特に資金調達等の課題への対応については、第7次エネルギー基本計画（案）でも提示しているとおり、託送料金制度における費用回収の在り方や資金を量的に確保するための仕組みなど、制度面を含めて検討を進めることとしている。また、費用増額に時の対応については、想定追加費用に関するコストの考え方を事前に整理しガイドライン等に取りまとめるなどの方向性も示していること（2024/11/20の電ガ小委）。
- 引き続き、本プロジェクトを着実に進めるためにも、制度面を含む検討を行っていく。

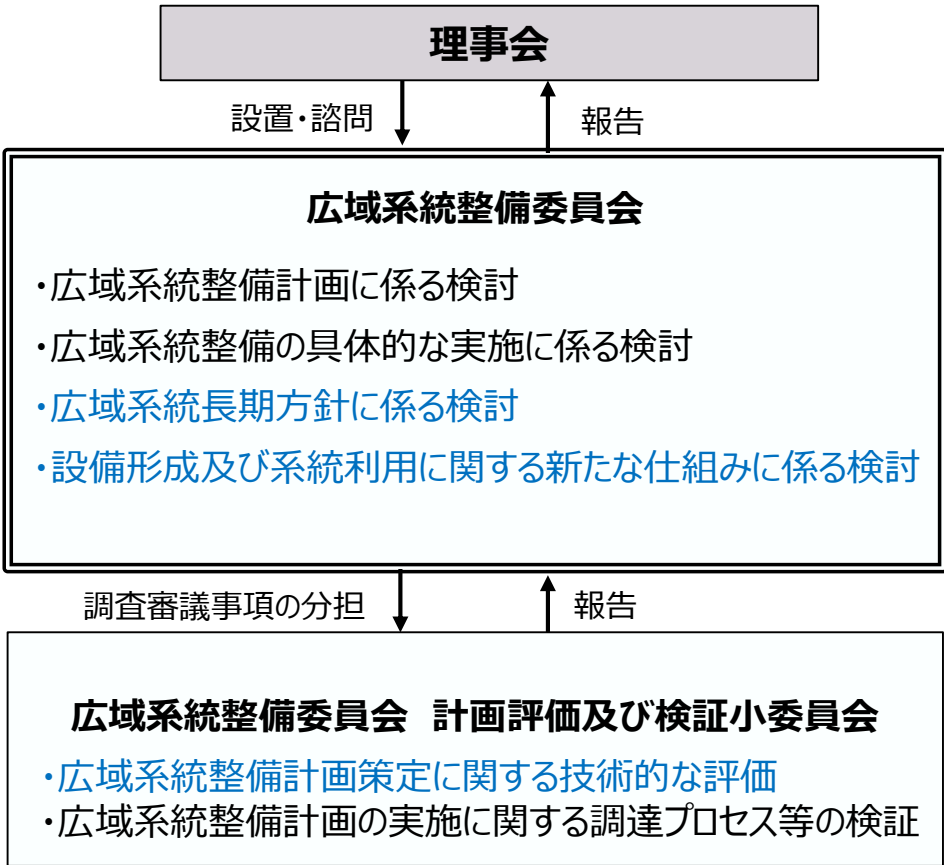
●第86回広域系統整備委員会 資料4-2 (2025年1月15日)

※事業は、広域的販路上、特に重要なものである。国内では流通に類を認め、有価証券と同等の扱いを受ける。大規模かつ広範囲に及びることが多い。資金調達の規模が大きい。及び外・ファイナンスが特徴とされている点や、国・自治体・海外実地調査や情報収集の調査を今後展開する必要がある点、本規定の要件があること、以上の条件が充たされ、且つ特許する場合は、事業計画に特許の記載、特許権事業計画への記載、実施計画に特許権を有する権利の記載があることが必要とされている。

- [illegible]

1. 第3次広域系統長期方針の検討開始について
2. 計画策定プロセスの状況と関連する検討について
3. 委員会の体制等について

- これまでご説明した新たな検討に向けて、広域系統整備委員会の委員もマスタープラン検討委員会からの継続性の観点から秋元委員長と永田委員を、また計画評価及び検証小委員会（以下、「検証小委」という）との連携を深める観点から河辺委員を新たに加えることとした。



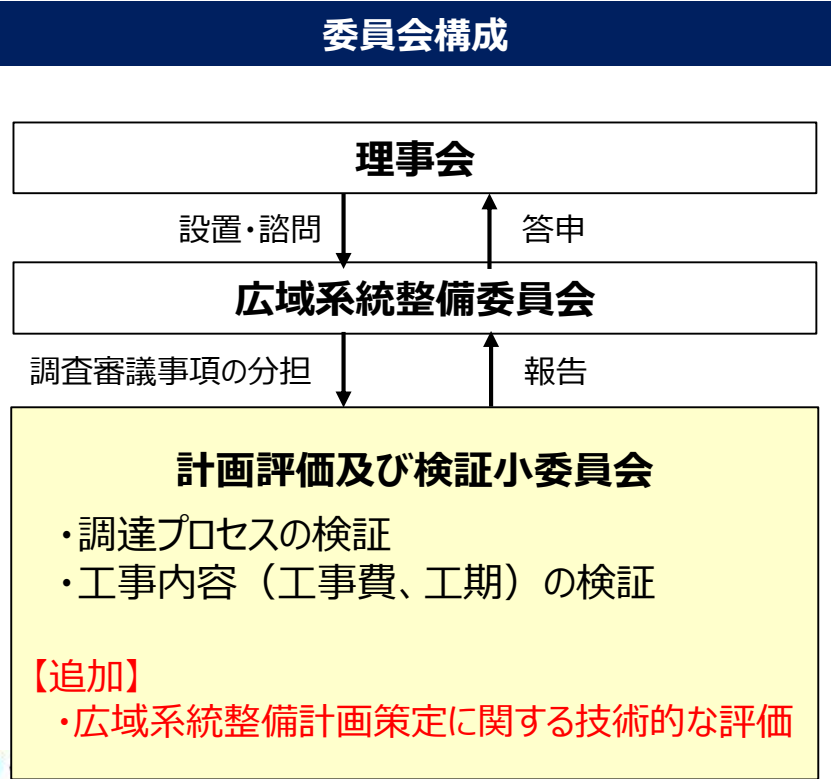
委員名簿		
委員長	秋元 圭吾	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループ グループリーダー・主席研究員
委員	岩船 由美子	東京大学 生産技術研究所 教授
	大橋 弘	東京大学 副学長 大学院経済学研究科 教授
	河辺 賢一	東京科学大学 工学院電気電子系 准教授
	木山 二郎	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー 弁護士
	坂本 織江	上智大学 理工学部機能創造理工学科 准教授
	高見 順彦	株式会社三井住友銀行 執行役員 ストラクチャードファイナンス営業部長
	田中 誠	政策研究大学院大学 教授
	永田 真幸	電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 ネットワーク技術研究部門長
	藤本 祐太郎	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士
	松村 敏弘	東京大学 社会科学研究所 教授
オブザーバー	伊佐治 圭介	送配電網協議会 電力技術部長
	黒田 昇	大阪ガス株式会社 理事 電力事業部 電力事業推進部長
	鈴木 隆	株式会社ユーラスエナジーホールディングス 技術ユニット長 補佐
	筑紫 正宏	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長
	中谷 竜二	中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長
	洞口 明史	東海旅客鉄道株式会社 執行役員 新幹線鉄道事業本部副本部長・電気部長
	松岡 昭彦	出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部企画課担当マネジャー

- なお、検証小委は、実施案評価における技術的な検討を行うものであり、その結果は広域系統整備委員会に付議される。このため、実態に合わせ検証小委の運営方針の一部を見直すこととしたい。

広域系統整備委員会 計画評価及び検証小委員会 運営方針

旧	新
1. 議事等 - 本小委員会の議決は、小委員長が広域系統整備委員会の議決を要すると認めた事項を除き、広域系統整備委員会の議決とする。 - 小委員長は、広域系統整備委員会に議事の経過を報告する。 - 原則として、会議は非公開とする。 - 配布資料は、公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのあることから、非公表とする。ただし、これらに影響を与えない配布資料は公表する。 - 公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのある議事は公表しない。 2. 委員 - 本小委員会の委員は、原則として次の者を含むよう構成する。 中立者委員：電気工学、経済学、企業会計等に関する専門的知見を有する者 事業者委員：一般送配電事業者又は送電事業者に所属する役員又は従業員であって、広域連系系統の整備の実務に関する専門的知見を有する者 - 本小委員会の委員の任期は2年を基本とする。	1. 議事等 - 本小委員会の議決は、小委員長が広域系統整備委員会の議決を要すると認めた事項を除き、広域系統整備委員会の議決とする。<u>ただし、広域系統整備計画の実施案評価に係る事項については、その審議の結果を広域系統整備委員会に付議するものとする。</u> <u>議事の経過は広域系統整備委員会に報告する。</u> <u>会議は、公開することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのあることから、非公開とする。ただし、これらに影響を与えない議事は公開する。</u> - 配布資料は、公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのあることから、非公表とする。ただし、これらに影響を与えない配布資料は公表する。 <u>議事録は、公表することにより事業実施主体が行う調達、用地交渉その他の業務の適正な遂行を妨げる若しくは妨げるおそれのあることから、非公表とする。ただし、これらに影響を与えない議事録は公表する。</u> 2. 委員 <u>本小委員会の委員の取扱いは、本機関の委員会規程等によるものとする。</u>

- 第86回広域系統整備委員会（2025/1/15）において、整備計画の策定に向け、より広く専門性の高い議論を可能とする等の観点から、コスト等小委員会の体制を強化し、計画評価及び検証小委員会（以下、「検証小委」という）を設置を決定。計画策定段階での技術的な評価も行える体制とした。
- 有資格事業者から提出された実施案に対して、検証小委において、技術的な評価を行ったうえで、広域系統整備委員会において、実施案及び事業実施主体を審議する。
- 検証小委での評価結果については、電力・ガス取引監視等委員会における託送料金審査において、引き続き参照される。



委員名簿		
委員長	田中 誠	政策研究大学院大学 教授
委員	河辺 賢一	東京科学大学 工学院 電気電子系 准教授
	草薙 真一	兵庫県立大学 副学長 国際商経学部 教授
	東條 吉純	立教大学 法学部 教授
	北條 昌秀	徳島大学 大学院社会産業理工学研究部 教授
	造賀 芳文	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授
	原 亮一	北海道大学大学院 情報科学研究院 准教授
オブザーバー	伊佐治 圭介	送配電網協議会 電力技術部長
	甲斐 正彦	東海旅客鉄道株式会社 建設工事事部 担当部長
	黒田 嘉彰	電力・ガス取引監視等委員会 ネットワーク事業監視課長
	筑紫 正宏	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長

※赤字は新たに追加した委員

- 事務局として考える系統整備に係る今後の検討課題等について提示した。
- 本日、各委員のご意見を踏まえ、2025年度からの検討につなげていきたい。